

令和5年度(令和4年度実施事業分) 主要事業評価各課総括表・2次評価表

2次評価者

福祉部国保年金課

福祉部長 竹部 益世

整理No	主要事業名	事業の評価・課題		今後の事業の方向性	
		自己評価	評価内容	方向性	内容
18-1	後期高齢者福祉医療費給付事業	B	一定の障がいのある高齢者等の医療費自己負担分の助成を適正に行い、経済的負担軽減による生活の安定と健康保持を図った。また、対象者は高齢で障がいのある方等のため、受給者証一斉更新の際の手続きを返信用封筒を使用して郵送で行えるようにするなど、手続きに係る負担の軽減に努めた。	現状維持	今後も現行の制度を維持継続しながら、高齢化社会の進展の中で、障がいのある高齢者を始め真に医療費に対する援助を必要とする高齢者を取り巻く社会情勢などを注視しながら、事業内容の検証を行っていく。また、手続きにかかる負担を少しでも軽減できるよう、事務処理方法の改善を行っていく。
18-2	子ども医療費助成事業	B	受給資格者が医療費による経済的な負担等の影響を受けることなく、必要とする医療を適切に受ける機会を確保した。 令和2年度から子ども医療費助成事業の対象者を高校生等（18歳到達年度末）まで拡大した。高校生等までの医療費助成を適正に行うことにより、保護者の経済的負担の軽減及び子どもの健康保持を図った。	現状維持	中学生以上の子どもの医療費に関しては、保護者による費用の一部負担も必要であるとの考えのもと、現行の制度を維持継続していく。
18-3	障がい者医療費助成事業	B	受給資格者が医療費による経済的な負担等の影響を受けることなく、必要とする医療を適切に受ける機会を確保した。 精神障がい者手帳1・2級所持者が精神病院への入院や、それ以外の病院への入院・通院をする場合、受給資格者が自立支援適用の精神通院を除き自己負担額を医療機関に支払い、市から自己負担額相当額還付する償還払いを行っており、国保年金課での手続きが必要であったが、令和5年4月受診分から現物給付に変更するためのシステム改修や医療機関への周知等実施した。	現状維持	精神障がい者手帳1・2級所持者の自己負担額について現物給付に変更したが、引き続き必要とする医療を適切に受診するよう周知していく必要がある。
18-4	母子・父子家庭医療費助成事業	B	医療費自己負担分の助成を適正に行うことにより、母子及び父子世帯の経済的負担を軽減するとともに、生活の安定と健康保持を図った。また、対象者はひとり親世帯であり、仕事等のため市役所への来庁や必要書類の取り寄せなどの時間がなかなか作れない方も多いため、毎年行う受給者証の更新手続きを郵送でも行えるようにしたほか、子育て支援課と連携して必要書類を省略して申請を受け付けるなど、手続きに係る負担の軽減に努めた。	現状維持	今後も現行の制度を維持継続しながら、各種申請・届出手続き方法の見直しを行うなど、仕事を持つひとり親の手続きにかかる負担を軽減できるよう、随時事務処理方法の改善を行っていく。
18-5	後期高齢者医療事業一般事務	B	増加を続けている後期高齢被保険者が安心して必要な医療を受け続けることができるよう、送付物にパンフレット等を同封し、わかりやすく案内したほか、窓口でのきめ細やかな対応に努め、制度への理解を広めた。また、保険証を送付し返戻された方に対して調査や訪問等を行い、未交付者がなくなるよう努め、被保険者全員に保険証を引き渡すことができた。コストについては、施設入居者に対して郵送ではなく直接持ち込むことや、転居・転入者等について高齢介護課と連携し保険証と一緒に送ることなどにより、事業費の抑制に努めた。	現状維持	高齢者が安心して必要な医療を受け続けることができる国民皆保険制度維持のため、市は引き続き、すべての被保険者に対して遅滞なく保険証の引き渡しができるように努める。また、各種申請や届け出の受付を適正かつ円滑に行い、年々改正される制度の内容について広報等により幅広く周知できるよう体制を整える。

整理No	主要事業名	事業の評価・課題		今後の事業の方向性	
		自己評価	評価内容	方向性	内容
18-6	賦課徴収一般事務	A	保険料の軽減措置の縮小など、制度が年々改定される中、後期高齢被保険者に対する納入通知への案内文同封や、市報・ホームページでの広報により、保険料額や納付方法について分かりやすく周知することができた。また、保険証送付時の口座振替依頼書の同封や保険料の問い合わせ、窓口来庁時の勧奨を行うことで、口座振替率については目標値を上回り、保険料納付書発送件数を減少させることができた。収納率については、収納課と連携して市税を含む恒常的な滞納者などに対して、滞納折衝の強化や電話催告等を行い、滞納分の解消、現年度分の滞納の抑制に努めることができた。	改善推進	保険料軽減措置の縮小、2年ごとに実施される保険料率の改定による保険料の制度改正について、決定通知などに案内文を同封するほか、市報・ホームページにより保険料について分かりやすく周知する。口座振替については文書案内だけでなく、保険証送付時に口座振替依頼書と返送用封筒を同封するほか、窓口や電話応対時などの機会に口座振替を推進していくことで、安定した財源の確保とともに事業費の節減に努める。滞納者に対しては、早期からのきめ細やかな対応を継続的に行うほか、中長期及び高額滞納案件については、年々対象者数が減少しているが、収納課と連携した更なる滞納処分の強化により滞納額の縮減に取り組んでいく。
18-7	総務管理事務	C	令和4年度は、2年に1度の健康保険証の一斉更新や、未就学児に係る均等割保険税を軽減するためのシステム改修、各種証への性別表記の見直しを行うなど、子育て世帯の負担軽減や多様性の推進、国民健康保険事業全体の円滑な運営を図ることができた。 しかしながら、被保険者の適正な資格管理により保険給付の適正化を図るという目的に対しては、住民異動や厚生年金の資格取得等に伴う届出の勧奨等に継続して取り組んだが目標値を達成することができなかった。今後も住民異動や厚生年金の資格取得等に伴う届出の勧奨等に継続して取り組み、被保険者の適正な資格管理、保険給付の適正化を図り、国民健康保険事業の円滑な運営に努める。	改善推進	令和4年度は、70歳以上のみの世帯による2回目以降の高額療養費支給申請手続の簡素化の運用を開始することで被保険者の利便性向上を図ることができた。今後は、本簡素化事務を全世帯に拡大し、被保険者の利便性の向上はもちろん保険者にも有益な運用となるよう、システム改修を更に進めていく。 また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、令和6年秋に健康保険証が廃止となる見込みであることから、今後とも国等の動きに注視しつつ、制度改正に適切に対応していく。
18-8	国民健康保険税賦課徴収事務	A	未就学児の均等割額軽減制度の創設や課税限度額の引き上げなどの制度改正に適切に対応することができた。 また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った世帯等の国保税の減免制度を引き続き実施し、被保険者の担税力に応じた課税を行うことができた。 滞納がある方に対しては、早期電話催告の実施や窓口対応時に収納課での納付相談を案内するといった現年度分の滞納の抑制に努めるなどの収納向上対策を実施し、収納率が目標値に対し0.11ポイント下回ったものの、依然として高い収納率を維持することができた。 これまで課題となっていた国保税率改定については、愛知県が示す標準保険料率を参考に、令和5年度の税率を適切に設定することができた。	改善推進	国保財政の安定化を図る上で税収入の確保は必要不可欠であるため、今後も、早期電話催告の実施を継続するとともに、普通徴収の口座振替の推進やスマートフォン決済アプリによる納付など納付しやすい環境を整備し、収納率の維持・向上に努める。 国保税率については、今後も安定した国保運営を図るため、引き続き税率を見直す必要がある。また、通常の課税業務においても法令に基づいて確実に事務を遂行し、国保税の適正な賦課に努める。
課等長	1次評価（令和4年度の総括評価）				
B	国民健康保険事業は、課題となっていた国保税率改定については、国民健康保険の運営状況や被保険者の負担を考慮し、令和5年度から税率を引き上げることとし、愛知県が示す標準保険料率を参考に設定することができた。また、国保税の課税業務においては制度改正があったが、適正な課税を実施した。 被保険者の利便性を向上させるため、70歳以上のみの世帯を対象とした高額療養費申請の簡素化を実施した。今後は、対象を全世帯へ拡大する。 後期高齢者医療制度は、保険料の収納率は目標値を上回り、県下5位と依然高い収納率を残すことができた。また、制度初となる負担割合改定についても、混乱なく実施した。 福祉医療費助成事業は、令和5年度からの精神障がい者医療費受給者の自己負担額を現物給付に向け、システム改修、受給者証の交付、広報等を実施した。				

整理No	主要事業名	事業の評価・課題		今後の事業の方向性	
		自己評価	評価内容	方向性	内容
部等長	2次評価（令和4年度の総括評価並びに今後の方針及び指示事項）				
B	国民健康保険の安定的運営を図るため、国保税率の改定を実施した。引き続き、今後の運営状況を適切に見込み検討すること。 国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度について、マイナンバーカードと健康保険証が一体化することを踏まえ、制度改革に的確に対応すること。福祉医療費助成事業についても、マイナンバーカード利用による福祉医療費の受給者証の廃止に対応すること。また、福祉医療助成の必要性、財政負担を十分に考慮し、必要な制度改革を行うこと。 国民健康保険税、後期高齢者保険料とも、計画的に収納向上対策を実施することで高い収納率を達成しているが、今後も新たな納付方法を活用し、収納率の維持、向上に努めること。				